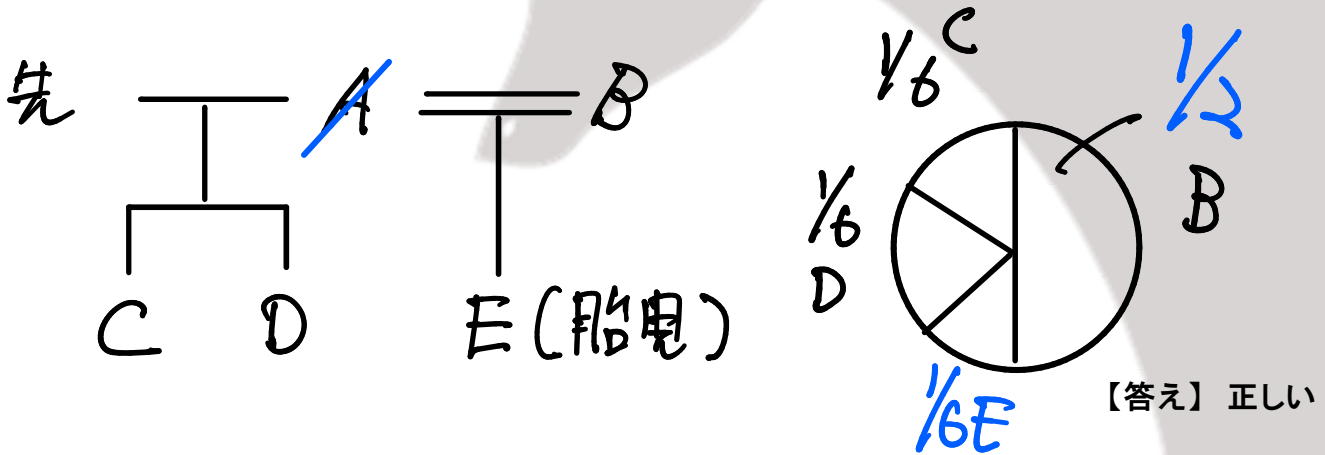


相続 宅建 H16-12-3 <<#549>>

【問】 正誤をつけよ。

自己所有の建物に妻Bと同居していたAが、遺言を残さないまま死亡した。Aには先妻との間に子C及びDがいる。A死亡の時点でBがAの子Eを懐妊していた場合、Eは相続人とみなされ、法定相続分はBが2分の1、C・D・Eは各6分の1ずつとなる。



<<ポイント1>> 相続に関する胎児の権利能力【宅建★基本】

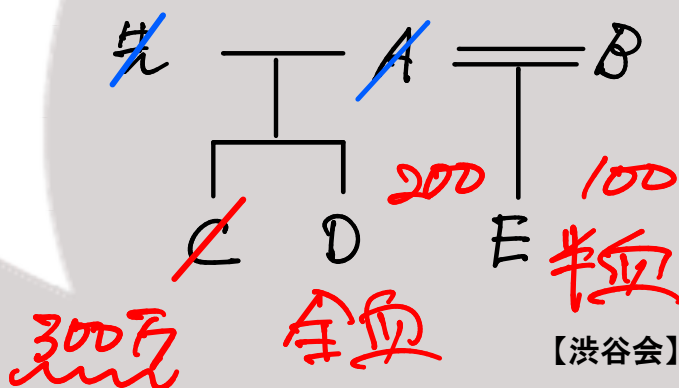
胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。(民法 886 条 1 項)

<<ポイント2>> 法定相続分【宅建★基本頻出】

1 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。

四 子が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。(民法 900 条 1 号、4 号)



兄弟姉妹